

## 委 託 契 約 書 (例)

- 1 委託業務の名称 令和8年度ICTガバナンス支援業務
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円  
(うち消費税額及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円)
- 4 契約保証金 免除

委託者岡山県(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、別紙「令和8年度ICTガバナンス支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び乙の令和8年3月〇日付け提案書に基づき、頭書の委託金額(以下「委託料」という。)をもって、頭書の委託期間の末日(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

- 2 この契約の締結後に消費税等の税率に変更があった場合においては、変更後の消費税等の税率を勘案して、委託料を改定することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第4条 乙が、この契約に基づき作成した成果物(以下「成果物」という。)の著作権は、甲に帰属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約を締結する以前から乙が著作権を有する著作物が含まれている場合は、当該著作物に係る著作権は、甲に帰属しないものとする。

- 3 乙は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 4 乙は、本契約で定める守秘義務を遵守することを条件として、当該成果物を作成するにあたっての汎用的なアイデア、ノウハウ、表現等を用いて第三者に業務支援を提供することができるものとする。

(委託業務の調査)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は委託業務の実施について調査し、若しくは指示することができる。

(委託業務の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、乙と協議してその損害を賠償しなければならない。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により履行期限までに委託業務を完了す

ることができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において延長する日数は、甲乙協議して定める。

(損害賠償責任)

第8条 委託業務の実施に関して生じた損害については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がその賠償の責めを負うものとする。

(審査)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書を甲に提出し、甲の審査を受けるものとする。

2 甲は、委託業務完了報告書を受領したときは、当該受領の日から10日以内に審査を完了しなければならない。

3 乙は、委託業務の成果が前項の審査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直した後再び甲の審査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料を書面により請求するものとし、甲は、乙の適正な請求のあった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

2 甲が前項に定める期間内に乙に対して委託料を支払わないときは、甲は当該期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払の請求金額につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第11条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって委託業務を遂行することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって委託業務を遂行することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、委託業務を遂行することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(契約不適合責任等)

第12条 甲は、提供された委託業務が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、委託業務の修補、代替業務の提供又は不足分の提供による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるもので

はない。

- 6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない委託業務を甲に提供した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が提供の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、契約期限までに委託業務を提供しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が委託業務を提供することなく契約期限を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認められたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

- 4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第14条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

(違約金)

第15条 前条の規定により、甲がこの契約を解除したときは、甲は、乙に対し委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに納付させ、なお、損害があるときは、その賠償を請求できるものとする。

(機密の保持)

第16条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密の保持に留意するとともに、委託業務の成果物そのものを甲の承諾なく公表し、又は他に漏らしてはならない。

2 乙が委託業務の実施に当たって甲から提供された資料は、乙の責任において保管するものとし、その取扱いについては、甲の指示を受けるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 ○○○ (住所)  
○○○ (事業者名)  
○○○ (代表者役職 代表者氏名)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### (教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。

- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法を具体的に定めなければならない。
  - 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査

を行うことができる。

- 2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は委託者である岡山県(実施機関)を、乙は受託者を指す。

- 2 委託等の内容に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができる。